

社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

地域福祉活動応援バス助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉・保健団体等の活動活性化や、ふれあいサロンなど住民相互の交流活動など地域福祉の向上を図るために使用したバスの借上費用の一部を助成するにあたり、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本事業の名称は「地域福祉活動応援バス助成事業（以下「本事業」という。）」とする。

(助成交付対象団体)

第3条 本事業の助成交付対象団体（以下「助成団体」という。）は、別表1に掲げる団体とする。

(助成交付対象事業)

第4条 助成団体が、次の各号に掲げる事業に用いたバスの借上費用とする。

- (1) 会議、研修会、視察、大会等への参加
- (2) ふれあいサロン等、外出機会の少ない障害者や高齢者等の交流・社会参加（孤独・孤立防止等）を目的とする事業（社会福祉法人内での事業は除く）
- (3) 市外における災害支援を目的とする事業
- (4) 上記（1）～（3）のほか、会長が地域福祉推進のために特に必要と認める事業

2 前項の規定に関わらず、本会が当該事業を営利・娯楽等を目的とすると判断した場合は対象外とする。

(助成交付対象費用)

第5条 助成交付対象費用は、道路運送法第4条に定める一般貸切旅客自動車運送事業に基づく観光バス（運転手付）を民間の観光業者から借り上げた場合のバス本体の借上料のみとする。

2 通行料、駐車料、燃料代、ガイド料、キャンセル料等は交付助成費用対象外とする。

3 第1項の規定に関わらず次の各号に該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 三木市所有のバスを使用した場合
- (2) 他のバス料金の助成を利用している場合

(助成金の交付回数)

第6条 助成金の交付回数は、次の各号のとおりとする、

- (1) 別表1第一号①から⑧までの団体 2回以内

- (2) 別表1第一号⑨から⑩までの団体 5回以内
- 2 一回の事業実施で、2台以上のバスを借上げた場合は、その台数分を使用回数として算定する。
- 3 第1項第2号に所属する助成団体が、交付を受けた場合は借上げした台数を当該団体の回数として算定する。

(対象車両となるバス)

第7条 道路運送法第4条に定める一般貸切旅客自動車運送事業に基づく観光バス（運転手付）で乗車人員は、10名以上28名以下のもの。

(助成額)

- 第8条 1回当たりの助成額は、別表1第3号、第4号のとおりとする。ただし、本会の当年度予算の範囲を超えた場合は、当該年度の助成は行わない。
- 2 助成額の算定により生じた端数については、100円未満を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 助成団体は、交付申請書・事業計画書・行程表・バス借上料見積書等（以下「申請書類等」という。）を、事業実施日の4週間前までに会長へ提出しなければならない。

(交付審査)

- 第10条 会長は、提出を受けた申請書類等について、当該事業が助成交付対象事業として適切であるか審査する。
- 2 会長は、前項において不適切と判断した場合は遅くとも事業実施2週間前までにその旨通知する。

(実績報告及び請求)

第11条 助成団体は、事業完了後速やかに、実績報告書兼交付請求書・収支決算書・バス借上料領収書又は請求書（以下「報告書類等」という。）を会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

- 第12条 報告書類提出月後、翌月末までに本会は第8号の規定に基づき審査のうえ、助成団体に振込するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず次の各号に該当する場合は助成金を交付しない。また、振込をもって、支払の通知とする。
- (1) 事業が実施されなかった場合
- (2) 助成決定後に、申請内容に虚偽及び不備のあった場合

(助成金の返還)

第13条 助成金交付においても、申請書類、報告書類に虚偽及び不備があった場合は、助成金の一部及び全額の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則（令和8年2月20日 会長通達第429号）

（施行期日）

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

別表1（第3条、第6条、第8条関係）

(1) 団体区分	(2) バス種類	(3) 助成率	(4) 限度額	(5) 備考
①ふれあいサロン運営団体（育児・高齢・全域） ②みんなの食堂運営団体 ③ボランティア団体 ④当事者団体 ⑤NPO 法人 ⑥社会福祉法人 ⑦自治会 ⑧市民協議会（まちづくり協議会） ⑨連合民生委員・児童委員協議会 ⑩老人クラブ連合会 ⑪会長が地域福祉の向上に寄与すると判断した団体	マイクロバス (10~28名)	1回目：1/2 2回目以降： 1/4	45,000円 25,000円	助成額＝借上料×助成率または限度額のいずれか少ない額 ※助成額算定の端数は100円未満切捨て